

『質的心理学研究』規約

2019年3月改訂版

日本質的心理学会

1. 日本質的心理学会は、『質的心理学研究』（個別研究論文の投稿誌）と『質的心理学フォーラム』（研究対話を興隆する論考誌）の二機関誌を発行する。両機関誌は、質的研究において理論的・方法的な最先端の領域を切り開いていくことをめざしている。『質的心理学研究』は、学会員の投稿論文誌という性格をもち、オリジナルな研究を推進するための特集と一般論文からなる。
2. 本誌は、心理学およびその関係学問領域における質的研究に発表の場を提供し、質的研究の発展を図るものである。心理学のみならず、教育学・社会学・人類学・福祉学・看護学・文学・言語学・歴史学・地理学・経済学・経営学・法学・医学・生物学・工学など広く他領域の研究や学際的研究も歓迎する。
3. 本誌には、質的方法に基づく経験的研究・理論的研究・方法論的研究のほか、展望論文・コメント論文なども含め多様なオリジナル論文を掲載する。加えて、質的研究に関する書籍の書評の掲載も行う。
4. 研究の施行および論文の執筆・投稿においては研究者倫理に基づいて行動しなければならない。投稿者は、論文の内容および研究手続き、公表の仕方において、人権を尊重し人びとの福祉に十分配慮しなければならない。
5. 本誌に投稿できるのは、オリジナル論文のみである。既に学会誌・紀要・著書などにおいて公刊、あるいは公刊予定・投稿中の論文をそのまま投稿することは認められない。ただし、新しいデータの追加、新たな視点による分析や考察などによって、オリジナルな研究として新規に再構成されたものはこの限りではない。また、科学研究費報告書・学会発表論文集・研究会発表資料などの報告は、「公刊」とはみなさない。
6. 本誌に掲載する論文は、原著・資料等の種別を限定せず、新たなタイプの論文の投稿も歓迎する。
7. 本誌では原則として毎号テーマを定めて特集を組み、原稿締め切りを提示して投稿論文を募った上で、一般的論文と同様の審査過程を経て掲載の可否を決定する。また、テーマにふさわしい筆者に論文を依頼することがあるが、依頼論文についても投稿論文と同様の審査を行う。なお、編集委員会の審議を経て、特集論文として投稿された原稿を一般論文に移行することも、またその逆もありうる。
8. 本誌への投稿論文の第1著者は、本学会員に限る。ただし、編集委員会の議を経て特別に依頼した特集論文に関してはその限りではない。

『質的心理学研究』規約

9. 論文の審査はすべてウェブ上で行われる。投稿論文は、投稿用のウェブページを介して投稿する。投稿の仕方の詳細は、本学会 HP 掲載の「『質的心理学研究』投稿論文原稿作成のための手引き」に従う。
10. 論文原稿は、一般論文か特集論文か（特集論文の場合にはその特集名も）明記し、論文題（日本文・英文）、要約（日本文・英文）とキーワード（5 項目以内、日本文・英文）、本文、注、引用文献、図表の順に作成し、本文以下通しのページ番号をつける。なお、著者名・所属・謝辞は、論文本体には含めない。
11. 論文のフォーマットは、A4・32 字×35 行とする。引用文献の書き方については、「『質的心理学研究』『質的心理学フォーラム』共通 図表の作り方・文献引用の仕方」を参照する。
12. 論文本文の枚数は、論文題・著者名・要約・キーワード・引用文献を除き上記フォーマットで 3 枚から 29 枚まで（400 字詰め原稿用紙で約 8 枚から 80 枚まで）である。図表・注・付記も上記の枚数に含め、図表については本誌 1 ページ大のものが 400 字詰め原稿用紙 5 枚に相当するものとして計算する。枚数の幅に柔軟性と余裕があるのは、「質」の良さを生かした多様な論文形式への挑戦を促すためであり、冗長な表現を許容するものではない。
13. 初回の投稿者は論文原稿とともに、学会 HP 上にある「投稿に際してのチェックリスト」に記入し添付する。また、記述や資料が一部重複している既刊の論文や公刊予定・投稿中の論文がある場合には、そうした原稿も PDF 化して添付するのを原則とする。
14. 投稿論文は『質的心理学研究』編集委員会において査読を行う。査読は原則として編集委員 1 名と査読委員 2 名で行う。また、編集委員の他に学会内外から適任者を選んで査読を依頼することがある。
15. 査読の結果をもとに、下記の審査方針に従って編集委員会の責任で最終的な審査を行う。審査方針としては、研究の理論的・方法的な面における学界への新たな貢献やオリジナリティ、研究の質の高さを重視し、肯定的な側面を積極的に評価する。たとえば、研究視点の斬新さ、研究方法の開発、研究対象者の選定、データ分析の工夫、データの貴重さや面白さ、研究結果の提示の仕方の工夫、論文をまとめる構成力や文章力など、多面的な観点から論文の肯定的側面の発見に努める。
16. 審査結果は、「掲載」「修正掲載」「修正再審査」「掲載見送り」に分けられる。「掲載」と「修正掲載」は、審査方針に照らして本誌に掲載するのにふさわしい論文と判断されるものである。「修正再審査」は、すぐには修正しがたい大幅な修正が必要な論文であり、再投稿時には再び査読を行う。修正再審査は連続 2 回までとする。「掲載見送り」は、本誌へのオリジナルな貢献に乏しいと思われる論文や、本誌の趣旨に合わないと判断された論文、研究計画の立て直しやデータの取り直しなど根本的な改善が必要と考えられる論文である。
17. 「修正掲載」および「修正再審査」となった原稿を修正後に再投稿する場合には、前回の査読コメントへの返答、前回の原稿との比較、改稿のポイントなどをまとめた「修正対照概要」を作成し、修正稿とともに送付する。

『質的心理学研究』規約

18. 「掲載見送り」となった論文が改稿の後に本誌に再度投稿された場合、新規論文とみなせるだけの抜本的な改稿がなされているかどうかを判断した上で審査を行う。投稿者は投稿時にその旨を申し出て、改稿論文とともに前回の投稿論文と、前回の査読コメントとの比較を含む改稿のポイントをまとめた資料を添付する。
19. 投稿者は編集委員会に対して、審査結果についての質問や意見を書面で述べることができる。それに対して編集委員会は書面で回答する。
20. 論文の掲載が決まった場合には、完成稿を事務局まで送付する。その際、英文アブストラクトは専門家による校閲を受けて修正し、校閲の証明書類を添付する。図表や写真等で引用のために転載等を必要とする際には、投稿者の責任と負担で論文掲載までに許可をとり、その旨を論文に記載する。なお、図・写真などの印刷に関し、著者に若干の負担を求めることがある。
21. いったん受付の行われた論文の投稿を取り下げる場合は、編集委員会事務局宛に、受付番号、論文題、著者名を添えて、取り下げる旨を通知することとする。なお「修正掲載」および「修正再審査」と判断された論文が、所定の改稿期間を過ぎても再投稿されず、かつ著者からの連絡がない場合には、取り下げが行われたと見なす。
22. 編集委員会事務局は、下記に置く。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 332-6
(株) 国際文献社内 『質的心理学研究』編集委員会事務局電
子メールアドレス jaqp-edit@bunken.co.jp

23. 本誌に掲載された論文の著作権は、日本質的心理学会にある。無断で複製または転載することを禁じる。附

則：本改正規約は 2019 年 4 月 1 日より施行される。

注) 原稿の作成および投稿に際しては、「投稿について」(<http://www.jaqp.jp/submitJJQP.html>) に掲載されている規定などを必ず参照してください。